

- ②消費者庁より差戻しされた変更届出の修正入力を行う。
＜1＞届出情報の変更内容に不備があり、消費者庁より差戻しされた場合、「機能性表示食品届出食品基本情報」で入力した連絡先メールアドレス宛てに差戻しメールが送信されます。

差戻しメール(件名)

【機能性表示食品制度】変更届の不備について

差戻しメール(本文)

〇〇〇〇〇殿

機能性表示食品制度における変更届の内容に不備がありましたので、
お持ちの ID にて「機能性表示食品制度届出データベース」にログインし、
差戻し理由、コメントの内容を御確認いただき、届出内容の修正を行ってください。

受付番号：xxxxxxxxxx

届出番号：xxxx

商品名：〇〇〇〇

【注意事項】

本メールは、機能性表示食品制度における届出者に消費者庁が送信しているものです。
お心当たりのない場合は、メールを破棄してください。
本メールは、送信専用アドレスから送信していますので、本メールアドレスへ返信しないようお願いいたします。

【問合せ】

消費者庁 食品表示企画課 機能性表示食品制度担当
03-3507-8800 (代)

機能性表示食品届出データベース 届出マニュアル(食品関連事業者向け)

〈2〉「機能性表示食品 届出食品基本情報一覧」画面において、最新情報でステータスが「差戻し」の届出情報の、参照「▶」ボタンを押します。

「機能性表示食品 届出食品基本情報一覧」画面



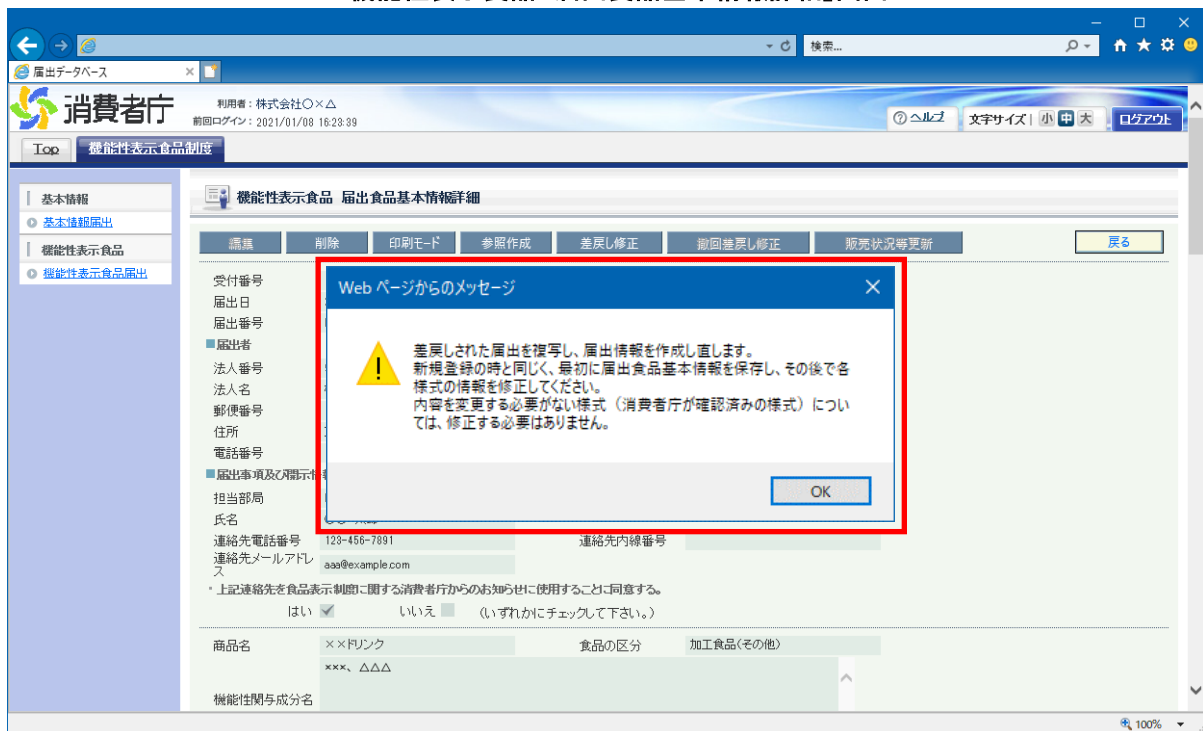
〈3〉「機能性表示食品 届出食品基本情報詳細」画面において、「差戻し修正」ボタンを押します。

「機能性表示食品 届出食品基本情報詳細」画面



- 〈4〉確認メッセージが表示されます。
内容を確認して、「OK」ボタンを押します。

「機能性表示食品 届出食品基本情報詳細」画面

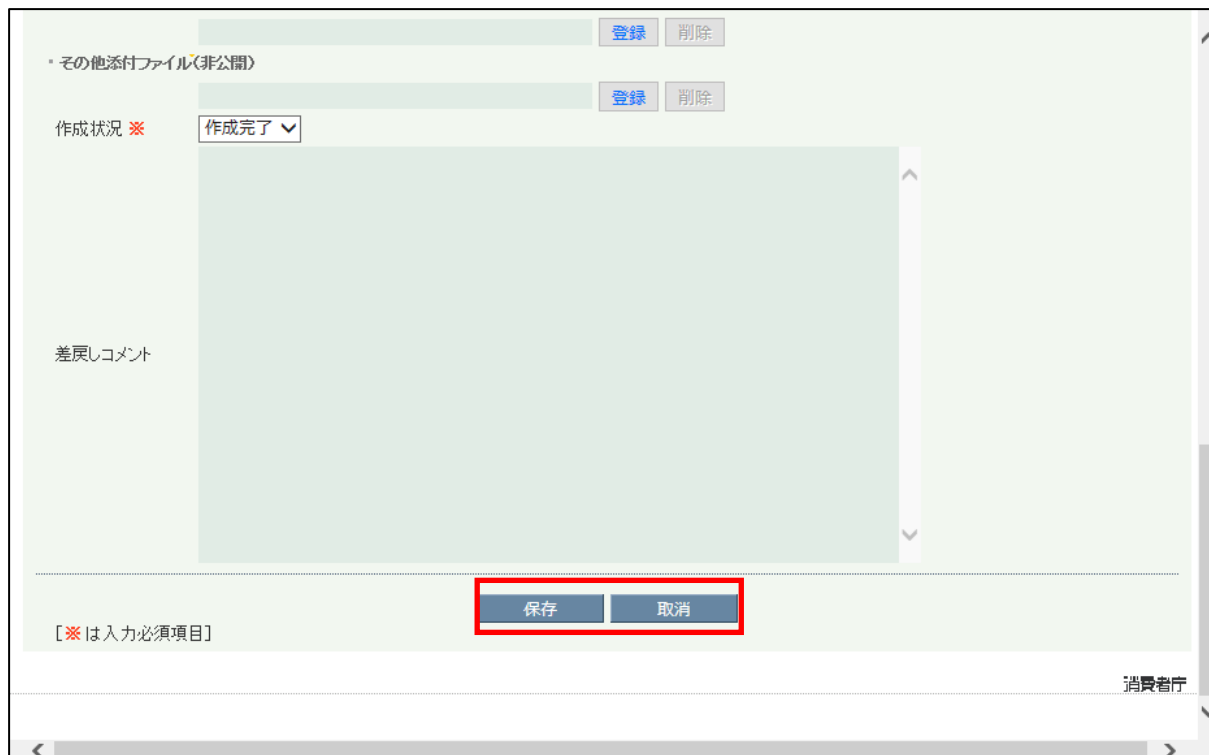


注意

- 差戻された届出を複写し、届出情報を作成し直します。
- 新規届出の時と同じく、最初に届出食品基本情報を保存し、その後で各様式の情報を修正してください。内容を変更する必要がない様式（消費者庁が確認済みの様式）については、修正する必要はありません。

- 〈5〉「機能性表示食品 届出食品基本情報作成(変更)」画面が表示されます。
修正が完了したら、「保存」ボタンを押します。
修正を行っていたものを保存せずに中止する場合は、「取消」ボタンを押します。

「機能性表示食品 届出食品基本情報作成(変更)」画面



- 〈6〉保存確認メッセージが表示されます。
保存するときは、「OK」ボタンを押します。
保存をせずにメッセージを閉じるときは、「キャンセル」ボタンを押します。

「機能性表示食品 届出食品基本情報作成(変更)」画面



〈7〉保存が完了すると、「機能性表示食品 届出食品基本情報一覧」画面へ戻りますので、差
 戻し修正した届出食品基本情報の参照「▶」ボタンを押します。

「機能性表示食品 届出食品基本情報一覧」画面



〈8〉「機能性表示食品 届出食品基本情報詳細」画面において、「様式 I ~VII」ボタンのうち
 変更しようとする様式のボタンを押します。

「機能性表示食品 届出食品基本情報詳細」画面



〈9〉「機能性表示食品 届出食品情報詳細 様式 I ~VII」画面、「機能性表示食品 届出食品
 情報詳細 様式 I ~VII」画面の修正及び「機能性表示食品 届出食品基本情報編集・届出」
 の編集・送信の操作については、「4 - 3. (1) ①機能性表示食品に係る届出情報の新規の
 届出を行う」の手順〈7〉~〈59〉を参照してください。

③受付の完了を確認する。

<1>「機能性表示食品 届出食品基本情報」で入力した連絡先メールアドレス宛てに届出情報の変更完了のメールが送信されます。

受付完了メール(件名)

【機能性表示食品制度】変更届の受付完了について

受付完了メール(本文)

〇〇〇〇殿

機能性表示食品制度における変更届の受付が完了いたしました。

受付番号：xxxxxxxxxx

商品名：〇〇〇〇

届出日：xxxx/xx/xx

届出番号：xxxx

【注意事項】

本メールは、機能性表示食品制度における届出者に消費者庁が送信しているものです。

お心当たりがない場合は、メールを破棄してください。

本メールは、送信専用アドレスから送信していますので、本メールアドレスへ返信しないようお願いいたします。

【問合せ】

消費者庁 食品表示企画課 機能性表示食品制度担当

03-3507-8800 (代)